

○農林水産省告示第千六百三十七号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九号）第三条第一項、第九条第二項、第十一條第三項、第十五條第三項、第十八條の二第二項、第十八條の六第三項、第二十四條第三項、第二十五條第二項、第二十六條第一項及び第三十一條第二項の規定に基づき、令和三年三砂糖年度に係る同法第三條第一項の砂糖調整基準価格、同法第九條第一項第一号の指定精調整率、同法第十一條第一項の異性化糖調整基準価格、同法第十五條第一項第一号の異性化糖調整率、同法第十八條の二第一項の加糖調整製品糖調整基準価格、同法第十八條の六第一項の加糖調整製品糖調整率並びに同法第二十四條第一項及び第二十五條第一項第一号の農林水産大臣が定める額並びに令和三年でん粉年度に係る同法第二十六條第一項のでん粉調整基準価格及び同法第三十一條第一項第一号の指定でん粉等調整率を次のように定めたので、告示する。

令和三年九月三十日

農林水産大臣 野上浩太郎

- 一 砂糖調整基準価格 一、〇〇〇キログラムにつき一五三、二〇〇円
- 二 指定精調整率 百分の三七・〇〇
- 三 異性化糖調整基準価格 一、〇〇〇キログラムにつき一八九、八八六円（うち消費税額及び地方消費税額分 一四、〇六六円）
- 四 異性化糖調整率 百分の一七・四二
- 五 加糖調整製品糖調整基準価格 一、〇〇〇キログラムにつき三三四、二四七円
- 六 加糖調整製品糖調整率 百分の三〇・四〇
- 七 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十四條第一項の農林水産大臣が定める額 一、〇〇〇キログラムにつき二五、六一三円（ただし、同項の規定による砂糖年度を区分した期間ごとに、同項の規定に基づき指定糖輸入申告者等に通知した数量の合計数量が輸入に係る砂糖につき農林水産大臣が定める数量に達しない場合には、当該農林水産大臣が定める数量から当該通知した数量の合計数量を控除した数量に係る額については、当該砂糖年度を区分した期間ごとに二五、六一三円を超えない範囲内において農林水産大臣が別に定める額とする。）
- 八 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十五條第一項第一号の農林水産大臣が定める額 一、〇〇〇キログラムにつき二、一八八円（うち消費税額及び地方消費税額分 一六二円）
- 九 でん粉調整基準価格 一、〇〇〇キログラムにつき一六五、九六〇円
- 十 指定でん粉等調整率 百分の四・四八三

○農林水産省告示第千六百三十八号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九号）第二十二條第二項及び第三十六條第二項の規定に基づき、令和三年三砂糖年度に係る国内産糖交付金及び令和三年でん粉年度に係る国内産いもでん粉交付金の単価を次のように定めたので、同法第二十二條第三項及び第三十六條第三項の規定に基づき、告示する。

令和三年九月三十日

農林水産大臣 野上浩太郎

- 一 てん菜を原料として製造される国内産糖 正味一、〇〇〇キログラムにつき 二一、七〇九円
- 二 さとうきびを原料として製造される国内産糖 正味一、〇〇〇キログラムにつき 二一、七〇九円
- (一) 鹿児島県
 - 1 種子島において製造されるもの 正味一、〇〇〇キログラムにつき 五四、五八二円
 - 2 奄美大島において製造されるもの 正味一、〇〇〇キログラムにつき 八四、八七〇円
 - 3 喜界島において製造されるもの 正味一、〇〇〇キログラムにつき 五六、一一〇円
 - 4 徳之島において製造されるもの 正味一、〇〇〇キログラムにつき 五二、五二二円
 - 5 沖永良部島において製造されるもの 正味一、〇〇〇キログラムにつき 六四、三四一円
 - 6 与論島において製造されるもの 正味一、〇〇〇キログラムにつき 九八、四六三円

		(一) 沖縄県	
1	沖縄本島において製造されるもの (2 に掲げるものを除く。)	五二、〇三二円	
2	正味一、〇〇〇キログラムにつき 沖縄本島において製造されるもの (沖縄本島において販売されるものに限る。)	四三、一八二円	
3	伊是名島において製造されるもの	一一三、〇七五円	
4	正味一、〇〇〇キログラムにつき 久米島において製造されるもの	七七、九一六円	
5	正味一、〇〇〇キログラムにつき 南大東島において製造されるもの	九一、三六〇円	
6	正味一、〇〇〇キログラムにつき 北大東島において製造されるもの	一二九、〇六四円	
7	宮古島において製造されるもの	五二、一二四円	
8	正味一、〇〇〇キログラムにつき 伊良部島において製造されるもの	七三、六九七円	
9	正味一、〇〇〇キログラムにつき 石垣島において製造されるもの	六七、三七一円	
三	ばれいしょを原料として製造される国内産いもでん粉	一八、四五〇円	
四	かんしよを原料として製造される国内産いもでん粉	四〇、〇五三円	